

道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

1 鳥獣保護区の制度概要

(1) 鳥獣保護区とは

鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条の規定に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案し、20年以内の期間を定めて指定することができることとされている。

また、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を、法第29条に基づき、工作物の新築などの行為が制限される特別保護地区として指定することができる。

なお、環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から、都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地から、それぞれ鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区として指定することができる。

(2) 鳥獣保護区の種類

鳥獣保護区は、保護を図る対象鳥獣の生息状況や生息環境等から、その指定する目的が次の7つに区分されている。

- ・森林鳥獣生息地 ・大規模生息地 ・集団渡来地 ・集団繁殖地
- ・希少鳥獣生息地 ・生息地回廊 ・身近な鳥獣生息地

※特別保護地区は身近な鳥獣生息地以外の6区分

2 北海道環境審議会に諮問する鳥獣保護区の指定等

(1) 諮問根拠

○ 鳥獣保護区の指定等（鳥獣保護区の指定及び区域の拡張並びに鳥獣保護区特別保護地区の指定、区域の拡張及び存続期間の延長（再指定））をするときには、法第28条第9項及び第29条第4項において準用する第4条第4項の規定に基づき、自然環境保全法第51条第1項の規定により設置される審議会の意見を聴くこととされている。

○ この規定に基づき、北海道環境審議会条例に基づき設置している北海道環境審議会（以下「審議会」という。）に鳥獣保護区の指定等を諮問する。

なお、審議会には条例第7条第1項の規定に基づき自然環境部会が設置され、鳥獣保護区の指定等については、審議会運営要領第2条の規定により当該部会に付託された審議指定事項となっている。

(2) 諮問案件

令和4年（2022年）9月30日をもって存続期間が満了する鳥獣保護区の更新にかかる特別保護地区の再指定について諮問した。

- ① 清水の沢鳥獣保護区特別保護地区 空知総合振興局管内夕張市
面 積：43ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ② シューパロ鳥獣保護区特別保護地区 空知総合振興局管内夕張市
面 積：53ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ③ 支笏紋別岳鳥獣保護区特別保護地区 石狩振興局管内千歳市
面 積：49ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ④ 穂別鳥獣保護区特別保護地区 胆振総合振興局管内むかわ町
面 積：61ha

- 指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑤ ホロカウシャップ鳥獣保護区特別保護地区 日高振興局管内日高町
面積：62ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑥ 大沼鳥獣保護区特別保護地区 渡島総合振興局管内七飯町・森町
面積：1,131ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑦ 函館山鳥獣保護区特別保護地区 渡島総合振興局管内函館市
面積：327ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑧ 勇駒別鳥獣保護区特別保護地区 上川総合振興局管内東川町
面積：39ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑨ 滝の湯鳥獣保護区特別保護地区 オホーツク総合振興局管内北見市
面積：28ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑩ 栄浦鳥獣保護区特別保護地区 オホーツク総合振興局管内北見市
面積：353ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑪ 鹿の子沢鳥獣保護区特別保護地区 オホーツク総合振興局管内置戸町
面積：54ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑫ 糖平鳥獣保護区特別保護地区 十勝総合振興局管内上士幌町
面積：34ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑬ トムラウシ鳥獣保護区特別保護地区 十勝総合振興局管内新得町
面積：98ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑭ 義経山鳥獣保護区特別保護地区 十勝総合振興局管内本別町
面積：47ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑮ 鹿山鳥獣保護区特別保護地区 十勝総合振興局管内陸別町
面積：66ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和24年（2042年）9月30日
- ⑯ 湧洞鳥獣保護区特別保護地区 十勝総合振興局管内大樹町
面積：411ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和14年（2032年）9月30日
- ⑰ 初田牛鳥獣保護区特別保護地区 根室振興局管内根室市
面積：43ha
指定期間：令和4年（2022年）10月1日～令和14年（2032年）9月30日

令和4年度 鳥獣保護区特別保護地区再指定箇所位置図



3. 鳥獣保護区等指定に係る事務手続きの流れ（令和4年度）

